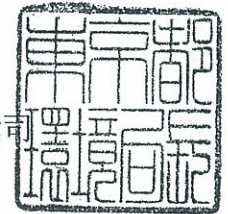




21環車計第102号
平成21年6月15日

社団法人 東京建設業協会
会長 山田 恒太郎 様

東京都環境局長 有留 武司



「東京都適合車標章」のちょう付について (依頼)

平素より東京都の自動車環境事業への御理解御協力いただきありがとうございます。

皆さまの日ごろの御協力のもと、ディーゼル車規制や低公害車の普及促進などを進めたことにより、都内の大気環境は、粒子状物質 (SPM) の排出量が減り環境基準を全測定局で達成するなど、着実に改善されております。しかしながら、窒素酸化物 (NO₂) の環境基準は7割程度の達成状況にあります。

東京都 (以下「都」という。) は、この状況を改善すべく、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号) を改正し、都内の荷主・旅行事業者等が自動車NOx・PM法の対策地域内に登録できない環境負荷の大きな自動車を利用しないことに努める義務を新たに規定いたしました。

都は、この規定に基づく取組が都内で推進されるよう、平成21年6月から、都内を発着・通過する環境確保条例に適合し、自動車NOx・PM法の対策地域内に登録が可能な環境負荷の小さな自動車に対して、「東京都適合車標章 (別添参照)」のちょう付を始めています。この標章により、都内の荷主等における環境負荷の大きな自動車の容易な識別を可能にし、環境負荷の大きな自動車の利用の抑制を図っていきます。

つきましては、本取組の主旨を御理解いただき、貴団体の加盟企業において、東京都適合車標章のちょう付が行われますよう、御協力方よろしくお願いいたします。

東京都環境局自動車公害対策部計画課 村山・東川
電話 03-5388-3462 (直通)

『東京都適合車標章』（通称：東京都適合車ステッカー）

平成 21 年6月より交付を開始しています。

東京都は、環境確保条例を改正し、環境負荷の大きな車の利用抑制の努力義務を規定しました（平成21年4月1日施行）。これらの環境負荷の大きな車の利用を抑制するため、環境負荷の小さな車に「東京都適合車ステッカー」を貼っていただき、環境負荷の小さな車かどうか容易に識別できるようにしています。

■1 ステッカーについて

- ▶ 大きさは、縦9cm×横15cm
- ▶ 交付した車両ごとに、交付番号（シリアルナンバー）を印字しています。
- ▶ 環境負荷の大きな車以外の車で、都内に流入する自動車（ちょう付の対象です（通過する自動車も含まれます。）。



← 適合車ステッカー（一つ星）

該当車両の例

- ・ 環境確保条例のディーゼル車規制に適合し、自動車NOx・PM法の対策地域内で登録が可能な自動車
- ・ 知事が指定する粒子状物質減少装置を装着していることから都内走行が認められている自動車

→ 詳しくは2頁



← 適合車ステッカー（二つ星）

該当車両

- ・ 平成17年排出ガス基準（新長期規制）対応以上の車



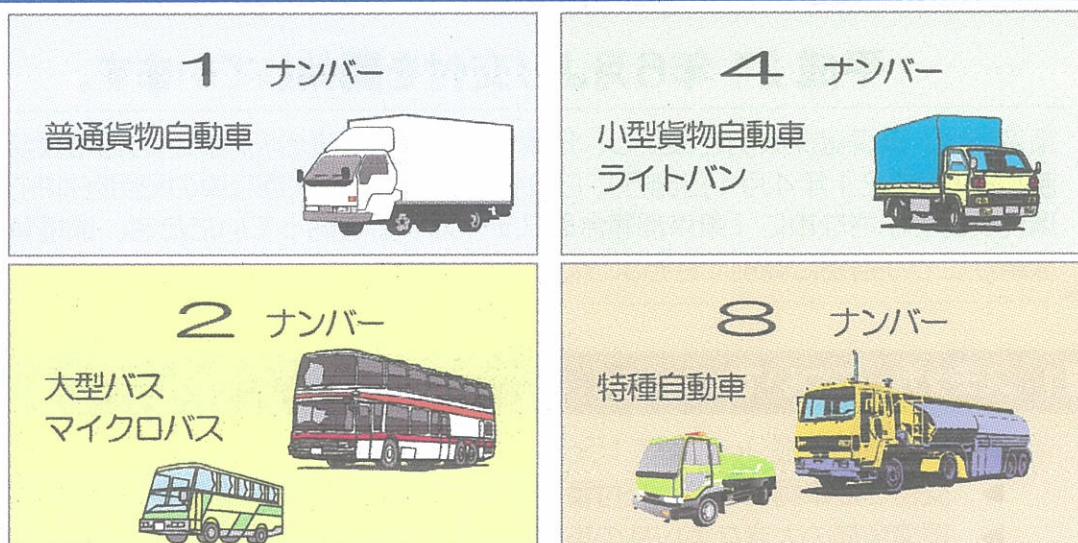
← 適合車ステッカー（猶予期間付き）

該当車両

- ・ 環境確保条例や自動車NOx・PM法において、車種に応じて認められている猶予期間中の車

普通トラック9年、大型バス12年など

■2 交付対象車両



- ▶ 燃料の種類は問いません。
- ▶ 乗用車、軽自動車（軽乗用、軽貨物）、二輪車、建設作業機械は、ステッカーの交付対象外です。

【ステッカーが貼れるかどうか(ステッカーが交付されるかどうか)について】

上の車種のうち、以下に該当する自動車は、ステッカーが交付されません。

① 環境確保条例第 37 条第1項の規定により都内の運行が禁止される自動車

軽油を燃料とする自動車で、平成 15~16 年排出ガス基準（いわゆる新短期規制）以前の排出ガス規制に適合している自動車（東京都知事が指定する粒子状物質減少装置を装着している自動車や、一定の環境性能を有している指定低公害車等は除く。）が該当します。

詳しくは、東京都環境局のホームページ『ディーゼル車規制総合サイト』をご覧ください。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/diesel/index.htm>

② 環境確保条例第 34 条第2項の規定する排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして東京知事が指定する自動車

自動車NOx・PM法の対策地域内で登録できない自動車が該当します。

- ・ 参考 ②の確認方法：お持ちの自動車の車検証の「備考欄」で確認できます。

備考欄の記載内容	ステッカーちょう付の可否
使用車種規制（NOx・PM）適合	適合車です。是非、ステッカーを貼って走行してください。
この自動車は平成●年●月●日以降の有効期間満了日を超えて、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。	適合車です。その有効期間の満了日までステッカーを貼って走行できます（但し、猶予期間車向けのステッカーとなります。）。
この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。	残念ながらステッカーを貼ることはできません。但し、都知事が指定する粒子状物質減少装置（NOxも同時に減少させるものに限る）を装着することにより、適合車ステッカーを貼ることができます。

■3 ステッカーの入手方法

▶ ステッカーの入手は、2つの方法があります。

都内の自動車整備工場での入手(3頁)、東京都自動車整備振興会への郵送申請での入手(4頁)

▶ ステッカーの申請にあたり、ステッカー代や交付手数料などの費用はかかりません。

但し、郵送申請の場合、申請書の送付やステッカーの返信に必要な費用のみ、ご負担願います。

▶ (社)東京都自動車整備振興会および整備工場での受付期間は、平成22年3月末日までです。

●1 都内の自動車整備工場での入手

- ・ 都内車籍の車両のみ、受け付けます(都外車籍の車については、東京都自動車整備振興会に郵送で申請ください。→4頁)。
- ・ 平成21年度中に、都内の自動車整備工場での修理・車検更新等を行う場合には、その工場にて、車を持ち帰るまでにステッカーを受け取ることができます。
※ 都外の自動車整備工場では、ステッカーを受取ることはできません。

【方法】

都内の整備工場に車両を持ち込みます。



申請書に必要事項を記入し、車検証と一緒に提出してください。

※ 車検証は整備工場がコピーを行い、お返しいたします。



整備工場の整備士が、その自動車に対応したステッカーをちょう付します。



以上で完了です。

【大量申請や早期申請にも対応いたします】

Q 保有する車両に一度に貼りたい

- A 1度の申請で、複数台の都内車籍の車両の申請が可能です。
- ・ 申請書の記入欄を参考に、別の紙などにお車のリストを作成してください。
 - ・ リストに記載された順に車検証のコピーを添付して、整備工場に提出してください。
※ 車両の現認ができない場合は、粒子状物質減少装置の装着証明書のコピーの提出を求められることがあります。
 - ・ 申請書等の確認後、ステッカーとステッカーの交付番号を記録したリストをお渡しします。
受け取ったステッカーは、貼る車両を間違えないようにリストと照らし合わせながら、貼ってください。

Q 車検を待たずに貼りたい

- A 整備工場では、いつでも都内車籍の車両の申請を受け付けています。
- ・ 申請書と車検証のコピーを整備工場に提出してください。
※ 車両の現認ができない場合は、粒子状物質減少装置の装着証明書のコピーの提出を求められることがあります。
 - ・ 申請書等の確認後、ステッカーをお渡しいたします。
 - ・ 受け取ったステッカーを間違えないように車両に貼ってください。

(注意)

- ステッカーを貼る車を間違えてしまった場合には、交付を受けた整備工場に連絡してください。(ステッカーは、所定の位置に慎重にちょう付してください。→5頁)
- 整備工場では、ステッカー数に余裕をもって保管するようにしていますが、在庫が不足した時には、数日お待ちいただく場合があります(申請前にあらかじめ連絡していただければ、必要枚数を用意してお待ちしております。)

● 郵送申請で ステッカーを入手

- どの地域(都内外)の車籍の自動車であっても申請が可能です。
- 整備工場に出向くことなく、申請が行えます。
※ 郵送費や返信用封筒に関する費用はご負担願います。

【必要な書類】

- ① 申請書(7頁)
 - ② 車検証のコピー
 - ③ DPF等の粒子状物質減少装置の装着がある場合は、その装着証明書のコピー
※ 整備工場では、八都京市の適合車ステッカーや装置本体などを現認できるので、これらの証明は原則として不要です。
 - ④ 返信用封筒(切手を貼った返信用封筒で、申請者(返送先)の住所・氏名を記入したもの)
- 参考 返信用封筒及び切手代の目安(ステッカー返送希望数別)
整備工場と同様に、1度に複数台、交付申請できます。
ステッカーは、1枚あたり約4gです。

ステッカー返送希望数	切手代	備考(封筒の規格)
1~3枚まで	80円	長形3号封筒使用時
~10枚まで	90円	長形3号封筒使用時
~20枚まで	140円	角型3号(B5サイズ)封筒使用時
~33枚まで	200円	角型3号(B5サイズ)封筒使用時
~58枚まで	240円	角型3号(B5サイズ)封筒使用時
~120枚まで	390円	角型2号(A4サイズ)封筒使用時
~240枚まで	580円	角型1号(B4サイズ)封筒使用時
~300枚まで	850円	角型1号(B4サイズ)封筒使用時

※ 郵便料金は、返信用封筒の分も含め、郵便事業HP等を参照の上、適切な料金を申請者の方でご負担ください(料金が不足していると、追加でご連絡をさせていただきます。これにより、ステッカーの交付が遅れることもあります。)

【申請書・添付書類・返信用封筒の送り先】

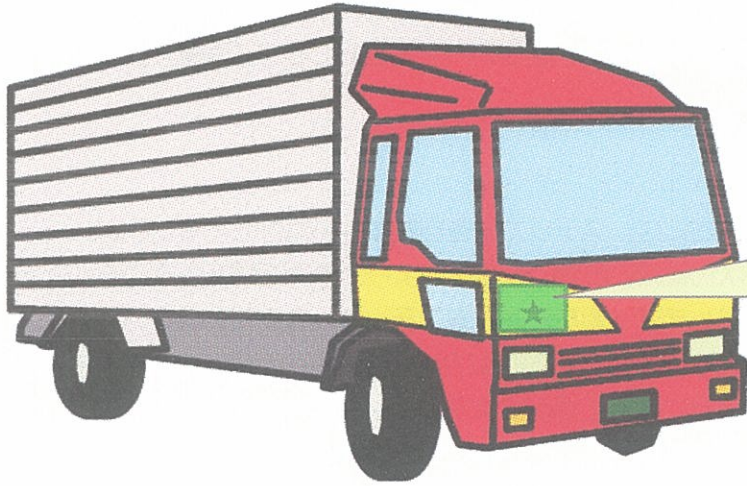
〒151-0071 東京都渋谷区本町四丁目16番4号

(社)東京都自動車整備振興会

「東京都適合車ステッカー受付窓口」 あて

■4 ステッカーのちよう付場所

▶ ステッカーは、原則、車両前面部に貼ってください。

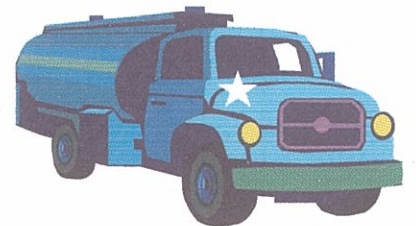


- 可能な限り、車に向かって左前面の上部に貼ってください(図を参照)。
- 金属面か金属の塗装面に、汚れをよくふき取ってから貼ってください。
- フロントガラス、フロントグリル、方向指示灯、他のステッカー(20t超であることを示すワッペン等)は、避けて貼ってください。
- バンパー(樹脂面)、さびている場所、塗装がはがれかけている場所へのちよう付は、避けてください。

※ ステッカーが正しく貼ってある自動車には、ディーゼル車規制に関するお問い合わせをいたしません。

【車両前面に貼ることが困難な車両について】

- ① ボンネットが突き出た車では、車に向かってボンネットの左の側面左側の部分で分かりやすい箇所に貼ってください(例：右図の★の箇所など)。



- ② フロントグリルの面積が広い車、フロント部分が樹脂製の部材で覆われている車、所定の場所にちょうどボンネットとボディとの隙間がある車など、前面やボンネット側面に貼ることが難しい場合には、車に向かって左側のドア部の取っ手の脇付近に貼ってください(例：右図の★の箇所など)。



■5 その他

▶ 事故等によりステッカーが汚損等したときは…

申請書と車検証のコピーを、「東京都適合車ステッカー受付窓口」あてお送りください。
また、可能であれば、汚損等したステッカーの交付番号にかかる情報や当該ステッカーの切片等も一緒に送付してください（郵送や返送に関する費用は、申請者側で負担願います。）。
受領後、再確認を行い、新たな交付番号のステッカーをお渡しします（汚損等したステッカーの交付番号は抹消されます。）。

▶ 猶予期間が切れた場合には…

自動車の猶予期間が切れた場合には、ステッカーを自動車からはがしてください。
また、知事が指定する粒子状物質減少装置の装着等により、猶予期間車や適合車となった場合には、再度交付申請をお願いします（新たに適合車ステッカーを交付します。）。
なお、平成21年度中に、都内の整備工場で知事が指定する粒子状物質減少装置を装着して猶予期間車が適合車となった場合には、工場側でステッカーを貼り換えます。

▶ 再交付の申請窓口は…

平成22年3月末まで	「東京都適合車ステッカー受付窓口」（4頁を参照）
平成22年4月から	東京都環境局

お問い合わせ先

申請書の追加入手等は、（社）東京都自動車整備振興会ホームページ 若しくは東京都環境局のホームページをご覧ください。

また、ご不明な点については、東京都適合車ステッカー受付の専用ダイヤルまで、お問い合わせください。

（社）東京都自動車整備振興会 <http://www.tossnet.or.jp/>

東京都適合車ステッカー受付 **050-3532-2621**（専用ダイヤル）

東京都環境局公式ウェブサイト <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

発行

東京都環境局自動車公害対策部計画課

電話 03-5388-3531（直通）

東京都知事

殿

年 月 日

申請者住所	〒	
フリガナ 申請者名 〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕		
担当者氏名		電話番号 ()

東京都適合車標章等交付申請書

私は、次の自動車に東京都適合車標章等（以下「ステッカー」という。）を貼付したいので、関係書類を添えて申請します。

車両番号	ステッカー種別	交付番号	交付	貼付
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
	優・適・猶 (年)			
(例) 練馬 130 お 1 2 3 4	優・適・猶 (年)			

添付書類	<input type="checkbox"/> 登録事項等証明書又は自動車検査証の写し	受付印
	<input type="checkbox"/> 返信用封筒（必要金額の切手が貼付され、返送先が明記してあるもの）	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

- 注) 1 太枠の中に御記入ください。氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）はゴム印を使用した記入も可とします（ゴム印を使用する場合は、押印願います。）
 2 自動車検査証のみで、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年 東京都条例 第215号）に適合しているかどうかを確認できない自動車については、自動車検査証（写）に加えて、同条例に適合していることを証明できる書類を添付する必要があります。
 3 裏面の注意もお読みください。

受付者処理欄	受付日・受付者	審査日・審査者	交付日・交付者	転送日・転送者	記録日・記録者
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

受付者使用欄 1

受付者使用欄 2

【注意】

本申請を行った場合、申請者は、次の事項に同意したものとします。

- 1 知事が、ステッカーにかかる重複申請を防止する観点から、本交付申請書及び自動車検査証に記載する情報を、外部漏洩、目的外使用等のない管理の下に保有すること。
- 2 ステッカーの交付を受けようとする自動車の使用者と所有者とが異なる場合には、当該所有者との契約等に基づき事前に当該自動車にステッカーを貼付することについて、当該所有者の了解を得るなど、適切に対応しておくこと。万一、ステッカーを貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、知事は責任を負わない。
なお、交付申請の審査にあたり、知事は、所有者の了解を得ていることについて、文書等による証明を求める場合がある。
- 3 交付を受けたステッカーを、車両本体の前面部進行方向の右側の見やすい位置(フロントガラス、フロントグリル及び方向指示灯並びにバンパー端等のはがれやすい位置を除く。)に貼付すること。ただし、車体の塗装、構造等により、当該部位に貼付することが困難な場合は、フロント右ドアの見やすい位置に貼付すること。
- 4 交付を受けたステッカーが当該申請に係る自動車以外の自動車に貼付されるなど不適切に使用していたことが判明した場合には、当該ステッカーを知事の求めに応じ、返納すること。
- 5 猶予期間が示されたステッカーの交付を受けた者は、当該猶予期間を超過した日以降、速やかにステッカーを除去し、知事に返納すること。

- 申請者の住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。
また、連絡先・送付先を変更した際は、速やかに下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

ステッカーの交付に関すること、申請書の記入の相談も受け付けます

(社) 東京都自動車整備振興会

東京都適合車ステッカー受付

振興会のホームページ

050-3532-2621 (専用ダイヤル)

<http://www.tossnet.or.jp/>

東京都環境局自動車公害対策部計画課 03-5321-1111(都庁代表) 内線42-561

東京都環境局公式ウェブサイト

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>